

平成28年度徳島県農業施策を建議



かけはし21

第35号

発行所
徳島県農業会議
徳島市かちどき橋
徳島県林業センター4F
発行人
隔山 普 宣

主な内容

- 一 平成28年度徳島県重点農業施策を建議……………1
- 二 変わる農業委員会・農地制度……………4
- 三 女性農業者婚活イベント開催……………6
- 四 徳島県農業委員インタビュー……………7
- 五 徳島県農業会議の行事予定等……………8

寺井会長、中野副会長をはじめ10名の常任会議員は9月29日、「平成28年度徳島県重点農業施策に関する建議」を熊谷副知事に行いました。

建議の内容は、市町村農業委員会の意見・提言等を取りまとめ、常任会議員会議で決定したもので、TPP交渉等グローバル化への対応、「活かすべき農地」の確保と有効利用の推進、農業の担い手育成及び確保など14項目。

熊谷副知事は、「全ての項目重要な案件である。県としてできることは速やかに取り組み、国の施策に対しては、積極的に政策提言等を行っていきたい」などと答え、その後、県の対応について説明がありました。

平成28年度徳島県重点農業施策に関する建議の原文と副知事からの回答

※（ ）内は副知事の回答

1 TPP交渉等グローバル化への対応

(1) TPP交渉にあたり、わが国農業における重要品目については、国会決議を踏まえ、関税撤廃の除外対象とするなど、国益を確保するよう、国に働き

かけられたい。

(2) 進展するグローバル化の波に対応し、政府の進める「農林水産業の成長産業化」を実現可能とすべく、農業・畜産業に対して所得下落リスクに対応した新たな経営所得安定対策を創設し、地域の担い手となる農業経営者の所得が、地域の他産業も含めた平均所得と同水準となるような制度とするよう、国に働きかけられたい。

(以下2頁・3頁へ続く)

あぜ道の声

◇TPP(環太平洋連携協定)交渉が大筋で合意。全農林水産物の約81%の品目で関税が撤廃される。

特に重要な品目に含まれない野菜、果物は、ほぼ全てが、最終的に関税撤廃される。また、重要な品目のうち、牛肉はセーフガードを設けたものの税率は大幅に削減する。米、麦、バター、脱脂粉乳については関税は守られるものの無税や低関税の輸入枠が設定される。

◇消費者としては、「農産物が安くなるので歓迎」という意見もあるかもしれないが、逆に、安心・安全な国産の農産物が価格競争に負けて減少する恐れがある。

◇農業・農村の現場は農業従業者の高齢化や担い手の不足により、現在の農業生産を維持するのが難しい状況にある。このような中、TPPがわが国、わが県の農業に与える影響が懸念される点である。

◇政府は対策として、農地集約による規模拡大や輸出の促進、備蓄米の買入れ量の拡大、肉用牛経営安定対策の拡充などを検討しているようであるが、なかなか即効的・継続的な効果は期待できない。今後の農業を支えていく担い手に直接経営支援ができないだろうか。

今年の建議項目である「所得下落リスクに対応した新たな経営所得安定対策の創設」を、ぜひ対策の一つに加えてほしい。

(H K)

(引き続き、国に対して提言していききたい。)

2 持続可能な水田農業の推進

米価下落や農産物貿易のグローバル化などにより、水稲や野菜等の水田農業での収益性が低下している。

そこで、飼料用米を中心とした新規需要米を転作作物の主力作物に位置づけ、農業者の経営安定を図られるよう、現行の交付金の継続や農業機械等の整備支援を図るよう、国に働きかけられたい。

(引き続き、飼料用米の生産推進等経営安定対策を進めていききたい。)

3 農地中間管理事業の推進

(1) 農地中間管理事業を最大限活用した担い手への農地集積を促進するため、農地所有者の意向や地域の実情に応じた貸付期間(3年又は5年)の設定を可能とするよう、国に働きかけられたい。

(2) 改正農業委員会法に定められた農地等の利用の最適化を力強く推進するため、貸し付け農地の掘り起こしや農地を借り受ける担い手の特定など、農業委員会が有する農地利用調整機能の積極的活用に向けた支援措置を強化されたい。

(貸し付け期間の設定が、実情に応じた期間となるよう政策提言していききたい。)

4 「活かすべき農地」の確保と有効利用の推進

(1) 農業生産の現場では、農業者の高齢化等により、条件不利な農地が耕作放棄されていく恐れが高まっている。

そこで、食料自給力を確保するためにも、将来にわたって農地として活用していく「活かすべき農地(守るべき農地)」を明確にした上で、これらの農地に対し、より高度利用のための基盤整備や水路などの維持管理を進められたい。

併せて、復元することが困難な森林・原野化した荒廃農地については、里山等として適切に管理・保全できる制度等を検討

されたい。

(引き続き、活かすべき農地を明確にし、優良農地は守っていききたい。)

(2) 「日本型直接支払制度」を拡充して、農地や水路・農道等の地域資源を守っている農業者や地域の共同活動組織等に対する支援措置を充実するよう、国に働きかけられたい。

5 有機農業の生産拡大対策について

有機農産物の生産拡大を進めていくため、新たに有機JAS認証を目指す生産者への支援を行うとともに、有機農産物登録認証機関(NPO法人徳島県有機農産物認証協会)の運営体制の強化をお願いしたい。

また、有機農産物の販売拡大を図るため、輸出拡大に取り組むとともに、有機農産物を取り扱う販売業者・飲食店等とのマッチングを積極的に進めていきたきたい。

(有機JAS認証農産物の販売支援に取り組んでいきたい。)

6 とくしまブランドの確立

(1) 本県の安全・安心で高品質な「とくしまブランド」農産物の生産拡大を図るとともに、

首都圏に向けた販売拡大や認知度の向上を図るため、野菜の増産対策をはじめとする生産力の強化やメディアを活用したプロモーションの実施などに積極的に取り組まれたい。

(主力で取り組んでいきたい。)

(2) 本県のブランド品目である「なると金時」、「だいこん」、「渭東ネギ」、「鳴門らっきょ」の産地維持、発展にかかすことができない「手入れ砂」として、「川砂」の安定的な確保が図られるよう取り組まれたい。

(3) 地球温暖化に対応した農産物、加工に適した香酸カンキツ、ブランド力強化を図るためのイチゴ、レンコンなどの新品種育成に積極的に取り組まれたい。

7 6次産業化の推進

6次産業化をより広げ、加速化させるための取り組みを支援するとともに、これらの取り組みを推進する研究開発等を一層進められたい。

(食品関係の政府研究機関の誘致を進めていききたい。)

8 攻めの輸出戦略の展開

欧米に向けて柑橘類や有機農産物等の輸出拡大を図るため、欧米の検疫条件等をクリアできる「輸出用の産地づくり」に取り組まれたい。

(新たに花きの輸出に取り組んでいく。)

(肉については、ハラール認証に取り組む。)

(残留農薬の基準についても注意を払いながら、輸出用の産地づくりに取り組んでいきたい。)

9 食育・地産地消のさらなる推進

(1) 学校等が行う地域の農業や農産物、伝統的な食文化につ



いての学習など食育を推進するとともに、学校や福祉施設の給食等において、地場農産物の利用拡大が図られるよう取り組みを強化されたい。

(引き続き、食育推進を進めていきたい。)

(学校給食に地場農産物がかなり使われるようになってきた。)

(2) 地産地消の中核施設である農産物直売所の品揃えの充実、商品開発力の強化、サービスの向上など地域食材の供給拠点となるための取り組みに対して支援を強化されたい。

10 農業の担い手育成及び確保

農村現場では、担い手の不足が深刻な問題となっており、地域農業を維持・発展させていくためには、担い手の育成・確保が喫緊の課題となっている。

そこで、今年度から実施している、本県で新たに農業を始める方が円滑に就農できるよう、就農実務研修等を実施する「就農研修支援事業」を継続される。

また、6次産業化や地域活性化などに取り組む女性農業者の活躍できる場が広がるよう支援されたい。

(地方創生を図る上で、担い手の育成は重要課題である。農業の担い手が地元で就農してもらえよう取り組んでいきたい。)

11 鳥獣被害の防止対策の推進

野生有害鳥獣による農産物への被害は、近年、減少傾向で推移しているが、統計に表れない潜在的な被害も含めると、依然として高い水準にあり、さらには市街地の生活環境にまで被害が及んでいる。

そこで、地域が主体となった

多様な取り組みに対し支援を行うとともに、「鳥獣被害防止総合対策交付金」の予算確保や助成対象の拡大(被害対策資材等)など一層の強化を図られたい。

(引き続き、鳥獣被害対策に取り組んでいきたい。)

12 中山間地域の農地利用の促進

中山間地域では、過疎化・高齢化の進行により、担い手が減少しており、地域によっては、農業等の生産活動の停滞はもとより、集落活動が支障をきたすなど、活力が低下している。

そこで、中山間地域に人を呼び込み、定着できるよう、生活環境や農業生産体制の整備を図られたい。

また、中山間地域において、地域に根ざした集落営農や法人経営体等が農業生産のために農地利用を進め、規模拡大を行う場合の助成措置をお願いしたい。

(引き続き、中山間直接支払い制度の活用等中山間地域の対策に取り組んでいきたい。)

13 農業会議の円滑な組織変更と財源の確保

改正「農業委員会等に関する法律」の農業・農村現場における円滑な運用を図るため、徳島県農業会議が「都道府県農業委員会ネットワーク機構」へ円滑に組織変更できるよう支援するとともに、財政基盤を維持・強化し、現行の仕組みが継承されるよう措置されたい。

また、都道府県農業委員会ネットワーク機構(徳島県農業会議)が関与する「農地転用許可」等の法令業務に係る国費補助と県の支援措置を強化されたい。

(新たな体制に円滑に移行できるように支援していきたい。)

14 農業委員会の事務局体制の整備・強化

市町村の行政機関である農業委員会の事務局体制を整備・強化するため、市町村等の積極的な対応による専任職員の十分な配置や資質向上等の対策を強化するとともに、そのための予算を確保するよう、国に働きかけられたい。

(予算の確保等国に要請していきたい。)

15 出席者からの意見

○担い手に対する支援策について

平成22年3月以前に就農された人や就農時に45歳以上の人などは、青年就農給付金を受給することができない。また、すでに就農され担い手として活躍されている人に対しての支援策が少ない。

○後継者対策について

女性農業委員が中心となり、県の事業を活用し、後継者対策としての婚活事業を行った。成果が上がっており、引き続き事業を継続してほしい。

○徳島県の知名度向上について

東京都徳島県のPRをもっとやってほしい。



変わる農業委員会・農地制度

平成27年8月28日、第189回国会で「農業協同組合等の一部を改正する等の法律」が可決・成立し、「農業委員会等に関する法律」が改正されました。

改正法は9月4日に公布され、来年4月1日に施行されます。

このことにより、農業委員会制度は次のとおり変わります。

1 農業委員会の役割が「農地等の利用の最適化の推進」として強化されます

全農地に対する担い手が利用する農地面積の割合を現状の5割から8割に拡大する政府の目標を達成するため、農業委員会は従来からの農地法等に基づく許認可業務に加えて、「農地等の利用の最適化の推進」の業務が必要業務として位置づけられ、この活動を行う上で、農地中間管理機構と積極的に連携していくことが求められます。

「農地等の利用の最適化の推進」とは、次の3点の業務があげられます。

①担い手への農地の集積・集約化

②耕作放棄地の発生防止・解消の推進

③新規就農、企業等の農業への新規参入の支援

2 農業委員の選出方法や定数が変わります

農業委員の選出方法は、公職選挙法に基づくものから市町村長が議会の同意を得て任命する方法になります。

市町村長は、任命に当たって、あらかじめ地域の農業者や農業団体に候補者の推薦を求め、公募も行います。推薦と公募の結果は公表が義務づけられ、市町村長はこれを尊重することとなっています。

農業委員の定数は農業委員会の区域内の10アール以上の農地を耕作している個人の世帯数と区域内に住所を有する農業法人の合計数(基準農業者数という。)により決まります。(表1)

また、区域内に認定農業者が少ない場合などを除いて、農業委員の過半は認定農業者であることが必要です。(図1)

さらに、農業委員の選出に当たって、農業委員会業務に利害関係のない者を必ず登用することとともに、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮します。

表1 農業委員の定数の基準

区分	改正後の上限	現行の上限 (選挙委員の定数であり、この他に選任委員が7人程度)
(1) 次のいずれかの農業委員会 ①基準農業者数が1,100以下の農業委員会 ②農地面積が1,300ha以下の農業委員会	推進員を委嘱する農業委員会	14人
	推進員を委嘱しない農業委員会	27人
(2) (1)及び(3)以外の農業委員会	推進員を委嘱する農業委員会	19人
	推進員を委嘱しない農業委員会	37人
(3) 基準農業者の数が6,000を超え、かつ、農地面積が5,000haを超える農業委員会	推進員を委嘱する農業委員会	24人
	推進員を委嘱しない農業委員会	47人

最適化に熱意と見識を有する者のうちから農地利用最適化推進委員を委嘱します。

農業委員会は、区域ごとに農業者等から推進委員の候補者の推薦を求め、希望者を募集し、その結果を公表、尊重します。

推進委員の定数は、農業委員会の区域内の農地面積の100ヘクタールに1人の割合で設置することができ、推進員は担当区域における農地等の利用の最適化の業務の他に、総会や農地部会に出席して意見を述べることができるとなっています。

なお、市町村の区域内の遊休農地率が1%以下であり、かつ、担い手への農地の集積率が70%以上の農業委員会では推進委員を設置しなくてもよいこととなっています。

各地域における農地等利用の最適化を進めるためには、農業委員と推進委員が適切な役割分担と連携の下、農業委員会全体として活動していく必要があります。

4 「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見提出が責務になります

今回の改正により、農業委員会、農業会議、全国農業会議所は「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見提出が責務になります。

5 農業委員会の「見える化」を進めます

農業委員会の運営の透明化を確保するため、農地等の利用の最適化の推進状況その他農業委員会の活動状況をインターネット等で公表することが義務づけられます。

既に全国農業会議所のホームページで各農業委員会の活動状況は「活動整理カード」として公表されており、今後、定期的な更新作業を行うことにより、農業委員会の運営等の「見える化」が推進されることとなります。

6 農業委員会ネットワーク機構の整備

これまで「農業委員会系統組織」として都道府県段階、全国

図1

認定農業者が農業委員の過半を占めることが困難な場合の対応

原則
・認定農業者である個人又は法人の役員若しくは重要な使用人が、委員の過半を占めること。
例外
1. 区域内の認定農業者の数が、委員の定数の8倍を下回る場合には、原則でなく、以下のとおりよいこととする。
A. 委員の過半数を認定農業者及び次に掲げる者(準ずる者)とすることについて、市町村議会の同意を得たとき(準ずる者: 認定農業者OB、認定新規就農者、集落営農組織の役員、国・地方の計画に位置づけられた農業者、指導農業者、基本構想水準到達者等)
↓ (Aによることとしても委員の任命に著しい困難を生じる場合)
B. 委員の少なくとも4分の1を認定農業者及び準ずる者とする事について、市町村議会の同意を得たとき
↓ (Bによることとしても委員の任命に著しい困難を生じる場合)
C. 農林水産大臣の承認を得たとき
2. 農業委員会の設置が義務づけられていない市町村
3. 認定農業者の制度を活用していない市町村

段階で活動してきた農業会議、全国農業会議所については、農業委員会の支援組織としての機能を強化するため、新たに「農業委員会ネットワーク機構」として位置づけられ、次の業務を行います。

①農業委員会相互の連絡調整、農業委員会の取り組みに関する情報の公表、農業委員会の委員、最適化推進委員、職員に対する

講習、研修等の支援
 ②農地に関する情報の収集、整理、提供
 ③農業経営者、新規就農、新規参入希望者への支援
 ④農業経営の法人化等の経営支援
 ⑤認定農業者等の農業の担い手の組織化と組織運営の支援
 ⑥農業一般に関する調査と情報提供

今回の農地法改正では、農業の6次産業化を進めるため、農地所有が認められている法人の要件である農業生産法人制度について、3つの変更が行われます。

①法律上の名称を「農地所有適格法人」に変

※農業会議は引き続き、農地法その他法令に基づく業務も実施します。(知事等の農地転用許可にあたりあらかじめ農業委員会に意見を述べる等)

7 農地制度も改正されます

(1)農業生産法人から農地所有の確法人へ

農地転用については必須であり、30アール以下についても意見聴取をおこなうことができることとなっております。

農地転用についてネットワーク機構の意見を求めることは、広域的な視点から確認を行うことで、制度をより適正に運用するため引き続き重要です。

また、農業委員会は、必要があるとき、知事等に対して違反転用に対する命令、その他必要な措置を要請できることとなります。

(S・T)

更しします。

②構成員に占める農業者以外の割合も議決権の二分の一未満まで認めます。

③法人の理事等の要件も一人以上が農作業に従事すれば足りません。

(2)農地転用制度が変更されます

知事等の農地転用の許可に際しては、農業委員会は知事等に意見を送付することが法律で定められています。

この際、農業委員会はあらかじめ「農業委員会ネットワーク機構」(農業会議)の意見を聞くこととなります(30アール超の転用については必須であり、30アール以下についても意見聴取をおこなうことができることとなっております)。

◆乳製品：脱脂粉乳・バターはTPP枠を設定。枠数量(生乳

◆豚肉：従価税は当初2.2%、10年目以降撤廃する。従量税はキロ当たり当初125円、10年目以降50円に引き下げる。

◆小麦：米国、豪州、カナダにSBS方式の国別枠を新設。当初は19.2万tとし、7年目以降の25.3万tまで拡大。

◆大麦：SBS方式のTPP枠を新設。当初2.5万t、9年目以降6.5万tとする。

◆牛肉：現行38.5%の関税をセーフガード付で段階的に削除し、16年目以降は9%とする。

◆鶏肉：段階的に11年目(冷蔵丸鶏と冷凍鶏肉は6年目)に関税撤廃。

◆野菜：ほとんどの品目が関税即時撤廃。

◆果物：ブドウ、キウイは関税即時撤廃、オレンジは(4月～11月)段階的に6年目、(12月～3月)段階的に11年目に撤廃、りんごは段階的に11年目に関税撤廃。

TPPで日本は全農林水産物2328品目のうち1885品目(約81%)で、関税を撤廃。重要5品目も586品目のうち174品目(約30%)の関税を撤廃。自民党は国内対策などを検討する「TPP総合対策実行本部」を設置し、対策案を取りまとめ、政府の「関連政策大綱」に反映させる。農業対策は、「農林水産戦略調査会」で検討し、11月中に取りまとめる予定である。

農業委員会系統組織としても、12月に開催される全国農業委員会会長代表者集会において、「TPP交渉の大筋合意を踏まえた要請決議」を行い、政府、国会議員に対して要請活動を行う予定となっている。(H・K)

◆重要5品目の主な合意内容

米：米国と豪州にSBS方式の国別枠を設定。米国に対しては、当初3年は5万tを維持し、13年目以降の7万tまで輸入枠を拡大。豪州に対しては、当初3年は0.6万tを維持し、13年目以降は0.8万tまで拡大。

◆重要5品目以外の農産物

鶏肉：段階的に11年目(冷蔵丸鶏と冷凍鶏肉は6年目)に関税撤廃。

野菜：ほとんどの品目が関税即時撤廃。

果物：ブドウ、キウイは関税即時撤廃、オレンジは(4月～11月)段階的に6年目、(12月～3月)段階的に11年目に撤廃、りんごは段階的に11年目に関税撤廃。

TPPで日本は全農林水産物2328品目のうち1885品目(約81%)で、関税を撤廃。重要5品目も586品目のうち174品目(約30%)の関税を撤廃。自民党は国内対策などを検討する「TPP総合対策実行本部」を設置し、対策案を取りまとめ、政府の「関連政策大綱」に反映させる。農業対策は、「農林水産戦略調査会」で検討し、11月中に取りまとめる予定である。

TPP交渉が大筋合意

環太平洋連携協定(TPP)交渉が10月5日、アトランタでの閣僚会合で大筋合意した。市場アクセス分野では、米、牛肉、豚肉、乳製品など大幅な輸入緩和措置が盛り込まれている。

主な農産物の市場アクセス交渉の結果は次のとおりである。

環太平洋連携協定(TPP)交渉が10月5日、アトランタでの閣僚会合で大筋合意した。市場アクセス分野では、米、牛肉、豚肉、乳製品など大幅な輸入緩和措置が盛り込まれている。

主な農産物の市場アクセス交渉の結果は次のとおりである。

換算は当初は合計で6万tとし、6年目以降7万tに増やす。

農業委員研修会が開かれる

「平成27年度農業委員研修会」が10月7日・8日・9日に県内3箇所で開催され、300人を超える農業委員が参加した。

研修内容については、①農業委員会法の改正に伴う新たな農業委員会制度、②農地転用事務の明確化、③徳島県知事に対する建議、④農地中間管理事業の推進、⑤農地パトロール並びに農地意向調査の確実な実施の五項目について、農業会議の職員や県・(公財) 徳島県農業開発公社の担当係員が研修会資料の基づき説明した。

研修終了後には研修を受けた感想等を記入いただいたアンケート用紙を回収した。アンケートの結果による研修内容の理解度については、「よく理解できた」、「ある程度は理解できた。」という欄に○印が付いていたものが全体の九割を下回る結果となったが、プロジェクト等を活用する意見もあつたことから、研修方法の見直しについても検討する必要性が明らかになった。

農業者婚活バスツアー開催

徳島県女性農業委員協議会は、9月27日に独身男性農業者の婚活バスツアー(秋の味覚収穫体験

交流ツアー)を開催した。

ツアーの目的は①県内の独身男性農業者の婚活と、②参加する女性には農業の楽しさを実感していただき、農業のサポーターとなつていただくことだ。

当日は県内の男女合わせて38名(男性18名、女性20名)が参加し、徳島県の代表的な作物のシイタケ、サツマイモの収穫体験を行った。圃場は徳島県農業法人協会の役員で、シイタケを栽培する小松島市の株浜田農園と、徳島市でサツマイモを栽培する女性農業委員の植田美恵子さん宅で実施し、参加者は終始笑顔で収穫を行った。

その後、収穫した作物でバーベキューを行い、盛り上げ役としてAmuse合同会社の高井綾子さんが加わり、イベントが



写真は世話役の女性農業委員協議会の皆さん

催され、その後カップリングを回った。

結果、4組のカップルの成立し、男女は互いの連絡先の交換を行った。

4組のカップル成立にはツアーの前段階で、9月4日に後継者研修会を開催し、参加する独身男性農業者に異性ととのコミュニケーション方法の研修を行い、女性への理解を深められたことが結果に結びついた。

徳島県女性農業委員協議会会長の谷口清美さんは「各市町村の女性農業委員の皆様と打ち合わせ、準備にご協力頂き結果を得られました。県の事業を活用したツアーですが、今年だけではなく来年も開催したいので会長として働きかけを行っていきます」と来年の開催に意欲を見せた。(K.S)

お手軽やさいの栽培出荷体験研修ツアー

徳島県女性農業委員協議会は10月18日(日)に県内の兼業農家と農業委員を参集し、お手軽やさいの栽培出荷体験研修ツアーを開催した。

ツアーは県内の水稲だけを栽培する兼業農家に野菜を栽培していただき、遊休農地の解消することを目的に実施した。

内容は、野菜を栽培する農家の圃場2か所と産直市を訪れ、栽培出荷方法と産直市での規格を学ぶというもので、県内全域から17名が参加した。

まず圃場の1カ所目は小松島市の豊田郷史さんの圃場を訪れ、ブロッコリー、カリフラワー、ジャガイモ、ほうれん草、小松菜の栽培出荷方法を学びました。

豊田さんは、幼い頃から農業に興味を抱き、26歳で就農、現在で2年目。80坪の土地で野菜を栽培し、熱心な取り組みに参加者は、耳を傾けました。

続いて小松島市のJA東とくしまが運営する産直市「みはらしの丘あいさい広場」を訪れ市場を見学し、その後、JA東とくしま参事の末廣和彦さんから産直市の商品の出荷方法と規格を学びました。

末廣さんは「あいさい広場」の設立に関わり、現在年間10億円もの売り上げを誇るまでの成長に尽力され、講義ではどんな製品が売れるのかを参加者に説明しました。

最後に圃場の2カ所目は溝内義明さんの圃場を訪れ、メロン、トマト、きゅうり、ネギ、パセリの栽培出荷方法を学びました。

溝内さんは、農業未経験であったが、妻の滋さんと定年後に就農し、「あいさい広場」には設

立時から参加。60歳超の就農であったため補助金が受けられない等の苦労もあつたが、現在30坪の経営面積に、ハウス6棟で野菜の栽培を行っている。

参加者からは、定年後の農業で生活することへの面白さが伝わり、是非これからの見本にしたいですとの声も上がった。

徳島県女性農業委員協議会会長の谷口清美さんは、「圃場を見ることで、農業者の熱心な取り組みを見ることができ、新たに農業で野菜を作られる方には、実りのあるツアーになったと思います。是非来年もこのように形で農業の良さを広められるツアーにしたいです」と抱負を語った。(K.S)



日本政策金融公庫からのお知らせ

こんにちは。日本政策金融公庫（日本公庫）徳島支店です。

当公庫は、スーパーL資金等の融資や各種情報提供、商談会の開催など、農業者の皆様の経営改善支援に努めています。

青年等就農資金の融資枠について

青年等就農資金は、無利子かつ実質無担保・無保証で、設備投資だけでなく、就農後5年以内に必要となる運転資金も融資可能な認定新規就農者にとって極めて有利な資金制度です。

平成27年度は全国で66億円の資金枠を用意していましたが、この資金の有利さが広く認知され、資金の利用希望者が増加したため、年内にはこの資金枠が枯渇する可能性がありますが高くなってきました。

「新規就農者の確保」は、日本農業の維持・発展に欠かせない重要な施策であり、その資金面の支援として本資金の重要性に鑑み、当公庫は追加資金枠の確保等に向けて検討しておりますが、現時点ではその確保ができるかどうかは不透明です。

詳しいことをお知りになりたい

方は、当支店にお問合せください。

スーパーL資金の実質無利子化措置の融資枠について

認定農業者向け資金であるスーパーL資金については、本年度も「人・農地プラン」の中心的経営体に対する特例として、利子助成による実質無利子化措置（融資後5年間）が講じられています。

この実質無利子化措置について、既に徳島県に配分された予算枠に相当する借入相談が寄せられており、今後受け付ける借入相談については、無利子化措置の対象とならなくなる可能性があることを先月お伝えしました。

現時点でもこの状況には変化がなく、ご相談があった方から順番に無利子化措置の対象としていきますので、資金の「利用希望がある方は、なるべく早めに公庫に」ご相談ください。

青年等就農資金の融資先がNHKの番組で取り上げられました。

9月に青年等就農資金を融資した吉野川市の梶浦さんが、NHK

K徳島放送局制作の10月23日の「とく6徳島」で取り上げられ約5分間放送されました。

梶浦さんは中国の「出身ですが、技能実習生として3年間を過ごした日本での生活に興味を持ち、再来日した際に現在の「ご主人」と知り合い結婚しました。

イチゴ栽培を営む「主人」をサポートしようと、近隣の養蜂家の元で研修を受け、3年前に独立。現在は400万匹以上の蜜蜂を飼養し、ご主人の施設イチゴの受粉に利用するほか、蜂蜜を採取・販売し好評を得ています。

梶浦さんについては、「全国初の外国人女性への融資」ということで広報を行ったものですが、当公庫としては、国籍に関わらず、地域にしっかりと根付き、着実に経営実績を挙げている新規就農者の好例と考えており、今後も経営発展のお手伝いができればと考えています。

お問い合わせはこちらまで

日本政策金融公庫

徳島支店農林水産事業

徳島市中洲町1-58

088(656)6880

営業時間 9時～17時

女性農業委員インタビュー



「JAで37年間働き、JAを通して人との繋がり、地元との繋がりが非常に強くなったのを感じています。私はこれまで色んな形で助けて頂いたもので、支えてもらった分を少しでも還元していきたいです」と語るのは大久保光江さん（67）。

大久保さんは、JA麻植郡川島支所で金融部門を長く担当し、経験を活かして今年からJA麻植郡の理事を務めている。農業委員としては現在2期目で、昨年設立した徳島県女性農業委員協議会の副会長にも就任し、地元からの信頼は厚い。

農業委員の活動については、地元の川島地区で遊休農地対策や担い手の育成に積極的に取り組んでいる。

「地元の農業者が高齢となつて介護施設に入り、優良農地が遊休農地になったことがあったんです。そのため、近隣の農家に農地を借り受けて頂くよう斡旋し、解決しました。しかし、こ

のようなケースが吉野川市には多く、対策が必要です」と頭を抱える。

また、市内では後継者不足も問題になっており、地元のお祭りでは、子供の数が少なくなってきたことに不安を感じた。

そんな時、徳島県女性農業委員協議会主催の独身男性農業者の婚活ツアーが9月27日に開催されることになり、市内の担い手問題解消のため積極的に人集めについて取り組んだ。JA麻植郡の組合長に人集めに協力を仰ぎ、市内から男性2名と女性1名の参加を促した。積極的な取り組みが功を奏して、ツアーでは、市内から参加した男性2名は女性とのカップリングが成立した。「婚活ツアーが無事に終わりほっとしております。カッブルが出来ることよりも、参加した人に農業の楽しさを実感して頂ければと、おもてなしの心で取り組みました。今回のツアーのような農業を明るく楽しくするようなことを本協議会で積み重ねれば、きっと農業に興味をもつ人が増えると思います」と笑顔で語った。

女性の堅実さと積極性は、周りに影響をあたえる。それが火となつて農業の未来に灯をとますのでは……。

(K.S)

徳島県農業会議等の行事予定

会議等の行事予定		場 所	対 象 者
10月			
13日～14日	中四国農業会議総務・経理・新聞・出版合同会議	メルパルク松山	農業会議総務担当者等
14日～16日	西日本ブロック農委職員研修会	宮崎市	農業委員会職員
15日	農地現地調査	鳴門市、阿波市	常任会議員
16日	徳島県農業会議第421回常任会議員会議	ホテル千秋閣	常任会議員等
21日	農業会議事務局長会議	東京都	農業会議事務局長
29日～31日	徳島ビジネスチャレンジメッセ2015	アスティとくしま	一般来場者
11月			
5日	農業参入セミナー	徳島グランヴィリオホテル	一般農業参入希望者
6日	徳島県農業会議役員会・監査委員会	徳島グランヴィリオホテル	農業会議役員・監査委員
10日～11日	第18回全国農業担い手サミットinみやざき	宮崎市	認定農業者等
11日	都道府県農業会議会長会議	東京都「蚕糸会館」	農業会議会長
11日	「農の雇用事業」研修会	徳島グランヴィリオホテル	農の雇用事業実施経営体
12日～13日	中四国ブロック農業者年金担当者会議	高松市	農業会議、中央会農年担当者
17日～18日	農業会議職員専門技能別研修会	東京都「主婦会館プラザエフ」	農業会議職員
18日	徳島県農業会議第422回常任会議員会議	徳島合同庁舎AB会議室	常任会議員
18日	徳島県農業会議臨時総会	徳島合同庁舎AB会議室	農業会議員
12月			
2日	農地情報公開システム研修会	徳島グランヴィリオホテル	農業委員会職員
3日	全国農業委員会会長代表者集会	東京都「日比谷公会堂」	農業委員会会長等
4日	農業者年金基金本部研修会	東京都「農業者年金基金」	農業委員会会長等
7日	農業者年金担当者会議	JA会館8階会議室	農委・JA担当職員
12日	新・農業者フェア	東京都「池袋サンシャインシティ」	一般新規就農希望者
12日	平成27年度第2回日本農業技術検定	ホテル千秋閣	農業検定受験希望者
18日	徳島県農業会議第423回常任会議員会議	徳島合同庁舎AB会議室	常任会議員

農地法第4条・第5条転用許可面積

	単位:㎡										合計
	住宅	植林	倉庫	資材置場	駐車場	農用施設	道路	工場	砂利採取	その他	
7月	10,957	0	433	14,081	5,281	2,916	0	6,419	0	92,306	132,393
8月	15,556	0	155	10,509	4,691	5,842	167	15,025	0	62,823	114,768
9月	11,611	0	0	5,567	10,061	259	0	1,149	0	42,512	71,159
合計	38,124	0	588	30,157	20,033	9,017	167	22,593	0	197,641	318,320

徳島県農業会議常任会議員会議で処理した農地転用許可面積は左表(7月～9月)のとおりとなりました。

定価 110円
規格 A4判 16頁

農業委員会関係者はもちろん、新制度のもとでの農業委員、農地利用最適化推進委員の候補となる方々、ともに地域農業の発展に向けて取り組む農業者の皆さんへの説明等に広く活用ください。

「法改正で何がどう変わるの?」、「新設される農地利用最適化推進委員と、これまでの農業委員の役割はどうなるの?」。そのポイントをもとめました。

平成28年4月1日の改正農委法、改正農地制度の施行に向けて、制度改正の趣旨と内容の周知が急務となっております。

ここが変わる! 農委、農地制度 Q&Aつき! 農地等の利用の最適化の推進へ!



新刊農業図書紹介

農地情報の公開(全国農地ナビ)

農業委員会は、農地法第52条で農地台帳及び農地に関する地図の整備・公表が法定化され、その活用が期待が高まっている。とりわけ、経営拡大や新規参入を希望する農地の受け手に広く情報を発信し、農地の集積を図るため、農地情報が「全国農地ナビ」で広く公表されている。農業委員の皆様、わが町の農地情報を、まず自分の目でお確かめあれ!

徳島県農業会議へのお問い合わせ
TEL (088)678-5611 FAX (088)655-8364
URL <http://www.tokukaigi.or.jp>
MAIL home@tokukaigi.or.jp

あ と が き

購読料 月額 700円
発行 毎週金曜
お申込みは農業委員会へ

全国農業新聞の普及拡大を

全国農業新聞は、農業者の公的公益代表機関である農業委員会系統組織が発行する週刊の農業専門紙です。農業委員と農業者、農業者と地域住民・消費者、農村と都市の絆を強めるための「かけはし」として、普及・拡大に努めましょう。